

平成20年度第5回大規模小売店舗立地審議会議事概要

日 時：平成20年12月15日（月） 午後2時00分～午後4時38分

場 所：県庁 東館 7階 大会議室

議 題：1 大規模小売店舗立地法に基づく届出に係る審議について

（1）「アストパワーセンター」の変更届出に係る審議

（2）「クレッセ彦根」の変更届出に係る審議

（3）「ミドリ電化大津店」の変更届出に係る審議

（4）「（仮称）ジョーシン大津際川店」の新設届出に係る審議

2 報告

（1）ピエリ守山、フォレオ大津一里山、イオンモール草津の開店後の渋滞状況について

（2）その他

出席委員：松井委員、塚口委員、中本委員、尾賀委員、辻委員、沼井委員

県出席者：和田商工観光労働部次長、土屋課長、鏑田参事、江村副参事、陌間副主幹、高田主事

〔議事概要〕

議題1 大規模小売店舗立地法に基づく届出に係る審議について
「アストパワーセンター」ほか3件について事務局資料に基づき説明

1. 建物設置者の説明、質疑応答

（1）「アストパワーセンター」の変更届出について

会長：それでは、これからアストパワーセンターの建物設置者である株式会社丸善から説明願いたいと思いますので、関係の方、ご入室いただけるようお願いいたします。

どうぞ、そちらへお掛けください。本日はご苦労さまでございます。

それでは、ただいまからアストパワーセンターの変更届出につきまして、周辺地域の生活環境への影響と配慮事項、これを中心に10分程度でご説明いただければと思います。どうぞよろしく願いいたします。

設置者：本日は、どうも皆さん、ありがとうございます。

丸善は、滋賀県で10店舗を展開しています地方密着型の店舗でございます。今回は、アストパワーセンターのほうで、今の丸善とアヤハディオの隣に、1万3,000㎡のところに関西ケーズデンキさんに出店してもらうことになりました。

今日は、ひとつよろしく願いいたします。

設置者：周辺環境の配慮事項を中心にいたしまして、ご説明させていただきます。なお、今回の変更届出は、ただいまご説明がありました増床計画と、それにあわせて、既存店舗の午前10時から9時への時間変更も同時に届出しております。

まず交通関係ですが、地域間の生活環境への影響としては、お客様の6割以上の交通が集中すると予測されます国道8号の直近交差点、沢交差点への交通軽減の配慮というのがまず必要と考えられます。

その配慮として、敷地中央に国道8号への出入口を新設する計画です。この出入口につきましては、左折イン、左折アウトの計画です。お客様への周知につきましては、この出入口と沢町交差点の東近江市側の宇曾川という橋があるんですけども、その橋詰めに、この信号で右折してくださいというような誘導看板を設置いたします。そのほかに、増床店舗のオープン時には、折り込みチラシによる来店ルートの周知ということでご案内することといたします。

また、この出入口あるいは国道8号の交通安全対策としては、出入口付近の車道の両側に白色のドットラインを表示して、お客様が右折するのを防止いたします。これにつきましては、彦根警察署と国道維持管理事務所と協議が行われてございます。

こういった誘導につきまして、今回、国道8号のピーク時間では216台の来店・退店車両の増加が予測されております。今申しました8号線の沢町交差点において、交通量調査と将来の交通解析を行いました。その結果、交通負荷は現況より高まる結果となりましたが、交差点飽和度として0.6弱ということで予測されましたので、交通処理は十分可能であると予測されました。ただし、繁忙時、オープン時につきましては、状況に応じまして交通誘導員を配置する計画でございます。

今回の増床店舗につきまして、歩行者等の通行が比較的多い敷地中央に歩行者用の通路を設ける計画といたします。この通路を横断する来客車両については一旦停止の路面表示を行います。

あと、出入口部分につきましては、一旦停止の路面表示と、「とまれ」の看板を設置する計画でございます。

続きまして騒音関係ですが、既存店舗につきましては、先ほど言いました開店時刻の10時から9時への繰り上げ変更を行っております。これについては、10時から9時ということで騒音の影響は少ないと予想しております。では、騒音に関しまして、増床店舗を中心に説明させていただきます。

今回増床する店舗の営業時間は朝9時から夜の9時半までで、夜間の営業は行いません。設備機器に関しては、冷暖房室外機と換気扇、送風機があります。これにつきましては、低騒音型機器を設置いたします。室外機につきましては、騒音の影響が少ない建物屋上の中央付近に設置する計画です。あと、荷さばき・廃棄物作業関係ですが、早朝、夜間の作業は実施いたしません。今回、ケーズデンキ様の荷さばき作業あるいは廃棄物作業の施設に面しまして、道路の反対側にアパートがございますが、敷地境界での騒音予測の結果では、環境基準dB値を満足しており、影響は少ないと思われま。

なお、こういった作業時間の短縮、検品作業等の屋内実施、センター便使用の一括納入などで車両削減するとともに、アイドリングの禁止とか、あるいは敷地周辺の緑地配置などで、騒音の影響をなるべく少なくするように配慮いたします。

続きまして防犯対策ですが、店長を防犯責任者に指定しまして、日ごろから従業員の防犯意識を醸成するための指導に努めます。あと、定期的に従業員等による場内巡回、声かけ、犯罪の発生状況に応じた対応を行います。暗がりや建物の陰、場内の商品陳列

コーナー等に死角ができないようにいたします。あと、防犯灯やビラ、防犯カメラ等を設置する計画でございます。営業時間外につきましては、出入口をチェーンまたは門扉により閉める計画です。

あと、駐車場につきましては、定期的に警備員により場内巡回、声かけ、犯罪の発生状況に応じた対応を行います。あと、防犯対策につきましては、警察のほうからいろいろな配慮事項を指導されておりますが、前向きに対応、検討しているところでございます。あと、廃棄物処理、街並みづくりににつきましては、滋賀県あるいは町の関係条例に従いまして、適切に対応するという計画でございます。

以上です。

会長：ありがとうございました。

それでは、委員の皆さんにご質問をお願いしたいと思います。アストパワーセンターさんへのご質問は、すべてこの場でお願いしたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。何かご質問はございませんでしょうか。

委員：2点ほど、確認あるいはお伺いしたいことがあるんです。

まず1点目は、荷さばき作業に関して、現時点で、既存店舗の7時からの荷さばき作業に関して苦情、あるいは店舗側から話を聞きに行って、どうこうというようなことはありませんでしょうか。

設置者：既存店舗につきましては、荷さばき作業自体は7時以降で行っているわけですが、地元説明会の中では、車両がそれ以前に待っている場合がありますので、それについては適切に配慮するようお願いするというご意見をいただいておりますので、そういった車両につきましては、以後、丸善様のほうでご指導をされているというのは伺っております。

委員：新しい店舗のほうは8時以降というような計画になっているようですけども、それよりも早くなるということはあるのでしょうか。

設置者：8時より以前になることはないです。

委員：わかりました。7時、8時ですと、特に土日なんかは寝ている方もまだまだおられる時間帯ですので、今後もご注意いただいたほうがいかと。

もう1点ですが、外部でBGMを出されているということになっておるのですが、これは9時から22時まで、ずうっと出されているのでしょうか。

設置者：ずっとじゃなくて、特に夜間につきましては音量を小さくするとか、そういうような配慮はしていただいております。

ただ、現場のほうへ行きますと、既存店舗のアヤ八さんの中央の店舗から出ているんですが、正面8号線側のほうしか出ておりませんので、基本的に、その裏側というんですか、そこら辺でも全然影響がないような状況です、現実的な話としては。

委員：影響がないというのは、どのような形で確認しておられますか。

設置者：実際、流れている音を確認してなんですが、騒音予測でも外部スピーカーということで各予測地点で。

委員：環境基準と比較されたということですね。

設置者：そうです。

委員：こういう音を出す場合ですが、これは意図的に音を出されていますね。やむを得

ず出ている音ではないですね、BGMで音を外部に出すということは。

設置者：すみません。アヤハディオの対応だと思いたしますが、店内静かなイメージがあって、やっぱり音楽に乗った楽しい買い物というイメージからしているわけで、外へどんどんとかけることが本来の目的じゃございません。

9時から営業しまして、あそこですと、8時で営業は終了しております。前にも一度注意はしまして、音量をできるだけ下げるという方向性にはあります。

委員：要は、予測結果で40数デシベルという値になっているんですけど、これは平均値にあらうかと思いたします。こういう裏側の住宅地ですと、かなり静かな状態ですので、基準値を下回っているからオーケーという判断をするのは大変危険でして、例えば嫌いな音楽であれば、聞こえるだけでアウトですね。

ですので、実際に住宅側のほうへ行って、本当に聞こえないのかどうか。

設置者：全く聞こえません。

委員：そういうことを確認された上で、やられる必要があらうかと思いたします。

ここから先は私の個人的意見になるかもしれませんが、そもそも外部に音を出すという行為が、店舗側にとっては、とある目的にかなっているのかもしれませんが、別の方にとっては、単なる騒音ですね。それは意図的に騒音を出していることになってしまいます。そういう点では、やむを得ず出る音と、意図的に出している音とはやはり区別すべきですし、この場合は意味のある音ですね。かなり注意いただく必要があるのではないかというような気がいたします。

今回は幸いなことに、住宅が裏側ですので聞こえないのかもしれませんが、本当に聞こえないのかどうか。それと、通行している方もおられます。そういう方々が、そういうような音楽を聞いてどう思われるのか、店舗側の意図に本当に合っているのかということも、単に騒音レベルが低いからどうこうという問題ではないように思いたします。

これは既存店舗のほうですけれども、もう一度確認いただければと思いたします。

設置者：わかりました。ありがとうございます。

会長：ほかに、ございませんでしょうか。

それじゃ、私から1点お聞きいたします。ご説明の最後に、警察からの何か指示があって、それに対して前向きに対応するとおっしゃいましたが、どのような指摘を受けておられて、そしてそれに対してどういうふうに対応されようとしているんですか。

設置者：防犯対策のところを。

会長：防犯に関することですか。

設置者：交通関係につきましては、駐車場から公道への入口につきまして、「とまれ」の一旦停止の路面表示と看板を設置されたいというようなご意見をいただいております。これにつきましては、路面表示と一旦停止の看板を設置いたします。

あと、防犯対策につきましても、県警本部のほうからご意見をいただいております。制服警備員を配置した巡回体制の確保、鍵つきショーケースの充実した防犯タグの活用、駐輪場におけるチェーン用パーラック等の自転車盗難防止の設置、店長、フロア長、売り場責任者の防犯腕章の着装と店内巡回の励行、犯罪防止ポスターや看板の作成と店舗内への掲示、非行少年の蝟集等、防犯上必要な情報の迅速な都合について配慮願いたします。というようなご意見をいただいております。

会長：それに対して、おおよそ、その方向で対応されようとしているわけですか。

設置者：前向きに検討させていただいております。ただ、営業店でございますので、お客様を逆に威圧するような形になると非常に問題が出てきますので、その辺は配慮しながら取り組んでいきたいと思っております。でよろしいでしょうか。

会長：それから、既存店舗といいましょうか、増床前は8号線に面した出入口はなかったですね。今度、左折の入出庫というふうにはされていますけれども、新しく8号線に面した出入口を設けられるわけですが、それに対して交通管理者から何か指摘はございませんでしたか。

設置者：まず警察のほうから左折イン、左折アウトの計画だけでも、どうしてもやっぱり右折とか、その辺が心配なので、道路管理者とよく相談しながら、右折防止対策について検討しなさいというご指導がありました。

それで、道路管理者と国道維持出張所と相談いたしまして、右折側の車線につきましては白色のドットラインをつけてくださいと。本来ですと、ポストをつけなさいというのもあったんですが、それでいきますと、どうしても反対側からの出入りとか、要はアストさんからの向こう側にも道があるんですけど、そこら辺をやっぱり通っているというのがございます。

そこら辺、地域の交通全体との関連もありますので、白色ドットラインということで、道路管理者さん、あるいは警察のほうと協議いたしまして、右折入出庫の防止対策を講じるということでご了解はいただいております。

会長：ほかにございませんでしょうか。どうぞ。

委員：今の右折の件で、新しくできる出入口ですけども、白色のラインを中央分離帯か、どこかに入れるということですか。

設置者：車道の両側に、高速道路なんかで白色のドットラインがずっとついているところがあるんですが、東近江市のほうからの100メートル、彦根のほうからの100メートルについて、そういったやつをつけるということですよ。

これもまだ具体的にどうつけるかという話は道路管理者さんとも相談するということになると思うんですけど、一応そういう指導は受けております。

委員：あと、店舗の側にパネルをつけるという話があったということでしょうか。

設置者：パネルというか、右折出庫はできませんという誘導看板ですね。それはつけます。

委員：入るほうで右折入庫はできないという。

設置者：入るほうと、出る方向でもつけます。

会長：入る方向というのは、公道上につけられるんですか。

設置者：すみません。公道にはそういうことは絶対できませんから、あれから少し南に行きますと宇曾川に橋がありまして、その少し離れたところに民地がございまして、そこへ看板をつけさせてもらおうと思っております。

委員：ありがとうございます。

会長：よろしゅうございますか。

それじゃ、ご苦労さまでした。これで結構でございます。

(2) 「クレッセ彦根」の変更届出について

会長：それでは、クレッセ彦根の建物設置者であります株式会社近江鉄道さんから説明を願いたいと思いますので、関係者の方に入室案内、よろしく願いいたします。

どうぞ、そちらへお掛けください。本日はご苦労さまでございます。

それでは、クレッセ彦根の変更届出につきまして、周辺地域の生活環境への影響と配慮事項を中心に、10分程度でご説明いただければと思います。どうぞ、よろしく願いします。

設置者：それでは、説明をさせていただきたいと思います。

今回のクレッセ彦根につきましては、既に新設の届出がされておりました運営していた店舗でございます。事前に資料のほうはご確認いただいていると思いますので、できるだけ割愛しつつ説明をさせていただきます。まず、図面3と、図面4の建物配置図および1階平面図を見ていただければと思います。

届出事項につきましては、ご覧のとおりでございます。それぞれ説明は省かせていただきますけれども、大きな変更点で説明させていただきますと、まず図面4でポウリング場というところがあるかと思えます。ポウリング場はそれまで運営しておったんですけども、こちらをいったん取りつぶしまして、ライトオンというカジュアルウェアのショップを併設するという計画でございます。中には大きな変更点という形でございます。増加する面積としましては913㎡ということで、1,000㎡弱の店舗を増床するという計画になっております。付随する形で、廃棄物保管施設であったり、荷さばき施設であったりも増加するという形の計画となっております。

駐車台数につきましては、届出段階からかなり多めの台数をとっておりますし、また現状の駐車場の稼働状況を勘察いたしましても充足しているということから、今回は既存の駐車場で賄っていきたいというように考えております。

交通に関する説明としましては、戻っていただいて申しわけないですけども、図面2、周辺見取図および車両経路図をご確認いただければと思います。出入口の配置がご覧のとおり、南面と東面にそれぞれございます。原則左折イン、左折アウトということで、入退場という形で設定をさせていただいております。

今回は増床ですので、交通調査をした時点で、現状のお客様の台数も含んでおるという状況から、増える店舗面積分の発生交通量を付加した形で交通予測を行っております。その台数が37台増えるという予測に立ちまして、影響という意味で言いますと、増加台数が少ないということからも、影響としては少ないのではないかとこのように考えさせていただいております。

その図面の中に、A、B、C、D、の4カ所の騒音予測地点を示しております。ご存じのとおり、等価騒音レベルと夜間最大値の騒音予測を行っております。それぞれにつきましても、環境基準値また規制基準値を下回るという形の予測結果ということになっております。

また、これまで店舗運営を行っておるという状況から、住民さんとの話し合いの状況なんかを説明させていただきますと、既に店舗がございますので、特に現時点において住民様から何かお伺いしているようなクレーム等々はございません。何度も話し合いとかさせていただきながら、十分良好な環境を保っておるとこのことを、つけ加

えさせていただきますというふうに思います。

簡単でございますけども、以上でございます。

会長：はい、どうもありがとうございました。

それでは、ご質問を委員のほうからさせていただきたいと思いますが、クレッセ彦根さんに関する質問は、この場ですべて終了するようにお願いしたいと思います。

いかがでしょうか。どうぞ。

委員：駐輪場の台数が変わりましたが、駐車台数は変わっていないようです。ただ、既存のを建て替えてすることによって空きスペースできますね。その辺はどういう処置で置いておかれる予定ですか。

設置者：ボウリング場をつぶした部分の、空きスペースですか。

委員：見てみますと、建物は半分レベルですね。

設置者：それじゃ、図面6のほうをお開けいただければというふうに思います。ご指摘いただきましたとおり、ここにべったりボウリング場がありまして、すべて使い切っていない状況でございます。

それで、現時点で、できるだけ駐車場のほうを整備させていただいておるんですけども、隣の敷地につきましては、現時点では最終確定ではないんですけども、一応事業用地という形で想定はさせていただいております。

委員：先ほどの写真から聞いていますと、もちろん下は舗装もなしに、そして草地というか、土ですね。それで、オープン後もその場所自体はどういう状態ですか。あるいは、その間は柵をすとか、こういうふうにするか。今のところは。

設置者：そうですね。そういう形に対応させてもらいたいと思っています。一応、砕石敷きで対応させてもらって、ただ、砕石敷きといいましても、車でやっぱりお客様が通りましたら、石ころを跳ねた、どうのこうのという話が出てくると思いますので、仮囲いをして中には入れない状況。

委員：仮囲いはされますね。中途半端に開いていると、そこがまた遊び場になったり、そこを整備したりとか、何か中途半端に車が走ったりとなりますので、そこをきちっと区分けする必要があるかなと思いました。

設置者：はい。対応させていただきます。

会長：ありがとうございます。

ほかに、ご質問ございますでしょうか。

特にご質問が出ませんので、クレッセ彦根さんのご説明および質疑は、これにて終了いたします。どうもご苦労さまでした。

(3)「ミドリ電化大津店」の変更届出について

会長：それでは、引き続きまして、ミドリ電化大津店の建物設置者である株式会社ミドリ電化さんに入室をお願いしたいと思います。ご案内、よろしく申し上げます。

どうぞ、そこへお掛けください。本日は、どうもご苦労さまです。

それでは、ただいまからミドリ電化大津店の建物設置者でございます株式会社ミドリ電化さんからご説明をお願いしたいと存じます。それでは、10分程度でまたご説明い

ただけますでしょうか。

設置者：それでは、私のほうから説明させていただきます。別資料をお配りさせていただいておりますので、本編のほうは簡単に説明させていただきます。

届出書の2ページの上段に書いておりますけども、大きな話でいきますと、既にそれぞれの建物がありまして、それぞれ店舗として運営しております。既に運営しておりますけども、敷地が一体となる、つまりフェンスを取り外すという行為によりまして、大店立地法のいわゆる増床の変更という位置づけになったということでご理解いただければというように思います。

それに伴って、駐車場やそれぞれの施設が全部増加しておるという状況でございます。店舗面積としましては、6,975が変更後7,926㎡になるということでございます。ただ、これにつきましても、現時点でそれぞれ既にある店舗面積というご理解でいいかなというように思います。

それで、別資料をお配りさせていただいていると思うんですけども、こちらの説明をさせていただきたいと思います。今回、交通騒音につきましても、ある程度割愛させていただきます。こちらのメインのお話をさせていただけたらというように思うんですけども、今回、既存店舗の計画であるということでございましたので、周辺の直近の交差点の交通調査をとりました。

ただ、新たな発生交通量ということでは、つじつまが合わないということもありましたので、交差点について現状においてどの程度になっているのかという予測をさせていただいております。その中で、ご懸念の大型ショッピングセンターができるという関係もありまして、関係課からやはり周辺の道路整備の状況なんかを踏まえて、左折イン、左折アウトという入場経路を徹底できないかというご指摘をいただきました。

現時点におきまして、一部右折入庫なんかは実態としてあるような状況でございますけども、我々としまして、そういう形で促していくということはもちろんですけれども、基本的にはやっぱり大きな経路変更というのは既にある店舗ということから、多くの方々に、こういう経路を通ってくださいと言うのは難しいなという判断であります。ただ、大型商業施設さんの出店に伴いまして、その道路整備の状況から、やはり左折イン、左折アウトというのを検討していただきたいということがありまして、関係者で会議を持たせていただきました。そのときの回答という形でご確認の資料をお配りさせていただいております。

我々の計画としましては、ご指摘のとおり、左折イン、左折アウトを徹底していくという計画にしておるんですけども、こちらの4枚目か5枚目の図ですけども、実態ケースでいくと、適切な迂回経路というのが余りないような状況だったということも正直言っておりますけども、ご覧のような形で迂回経路を設定する中で、周知を図っていきたいというように考えております。

一方、今回この指摘に際しまして、施設内部の看板計画の際と、今回の計画に際して、徹底的にすべての計画を見直しさせていただいた次第です。それが3枚目、このカラーの分です。4枚にわたって検討させていただいている資料です。

それぞれ左折イン、左折アウトを徹底するということから、サイン規格につきましては、右折入場禁止というのを、まず道路側から見える範囲でこういう形で掲げていこう

と。それで、敷地の中におきましては、右折退場禁止ということで明確に看板を掲げることで周知を図っていきたいというように思っております。

また、繁忙期におきましては、もちろん人的な対応としまして、交通誘導員を対応していく中で、左折イン、左折アウトのほうを周知していきたい。また、南側には歩行者の対策としまして、今回新たにパトロールランプをつけるとか、できるだけ配慮に努めていきたいというように考えております。ここだけもう一度あれしますと、基本的には、やはり現状ある店舗ということで、フェンスを取り外すということで計画を進めてまいった次第でございます。

それにつきましては、現在に置いても特段事故が起きたとか、そういう状況にはございませんが、今後におきましても、それにつきましては十分留意した上で店舗運営を行ってまいりたいと考えております。

簡単ですけど、以上でございます。

会長：ありがとうございます。

それでは、ミドリ電化大津店さんに対するご質問をお願いしたいと思います。いかがでしょうか。どうぞ。

委員：1点だけお伺いします。意見内容に対する意見回答で、大津市、草津市について、同じ回答をされている部分がありますね。繁忙状況に応じて、右折の対策、また安全対策として交通誘導員を配置し、人的な対応にも努力していきますとありますが、言葉尻をつかまえるつもりはないんですが、この努力というのはどういうふうなことを具体的に指しておられるのでしょうか。

設置者：現時点に置きましても、特段事故等というのは発生していない状況です。もちろん、言葉遊びじゃないですけども、繁忙状況に応じて交通誘導員は配置させていただいている状況です。それを今後とも継続して行っていくということでございますので、特段意図的ということではないとご理解いただければと思います。

委員：そういう状況があれば、人的に対応しますということですか。

設置者：そうですね。べったりと、いつまでも常設しますということとはなかなか書きづらい部分もありますので、もちろん繁忙状況に応じて、混雑状況に応じて、店舗運営は当然のこととして、そのようなことに対応していくということでご理解いただきたいと思っております。

会長：はい、ありがとうございます。

ほかにございませんでしょうか。どうぞ。

委員：交通のお話で、先ほど少しお話しされていましたが、近隣に大型スーパーができて、その大型スーパーのほうにお客さんがかなり入っているというふうに思うんですけども、当初、そのスーパーが開店するとおそらく渋滞もすごいだろうという想定だったわけですね。

それと、現実オープンした後、ミドリ電化さんのほうで当初の予測と現状と、どんな感じだというふうに認識されているか、お聞かせいただければと思います。

会長：何かコメントがございましたら、お願いします。

設置者：実はうちの天津店が扱っている商品の中で、同じ業種の事業者がイオンさんにいらっしやいまして、当然あれだけの規模のオープンを迎えられて、実情を申し上げま

すと、お客様というのは激減しております。

大変広域にわたっている、先ほど交通誘導員の話も含めて、当然必要であればきちんと安全を注意した形の誘導ということも考えていくんですが、どちらかという、そっちの方向よりも、どうやってお客様に来ていただくようにするかということが、今、我が社にとって一番の、この店舗に対する対策ということです。

今回の立地法の申請に関しましても、実はお客様の声から上げさせていただいたという次第です。同じ商品群というか、そこにいてもいけないという状況を設けておりましたので、事業者としてきちっとまとめさせていただいて、そういう趣旨のもとに今回出しています。

すみません。先ほどおっしゃったイオンさんの状況はどうかという質問に対して、ちょっと道が逸れたんですが、一応実情はそういうことです。以上です。

委員：ちょっと関連して。今の件は了解ですけども、当初の質問の趣旨というのは、渋滞が出たときに、おそらくミドリ電化さんのほうも当然渋滞対策を講じないといけないということで、かなりいろいろと検討されていたかと思うんですけども、今お聞きすると、お客さんがいないというふうなことだったんですけども、それでその近隣の道が混んでいるとか、どうなのかなというのをお聞きしたかっただけです。

ですから、当初の予定どおりでうまくいっている。むしろお客さんが減ってというふうな、そんな感じですね。

はい、わかりました。そういう認識をしました。

会長：ありがとうございました。

ほかに、どうぞ。

委員：やはり交通関係ですけども、南側に道路がございまして、そのところに信号がございましてね。ここから入って、左折インというような経路は考えることができなかった。あるいは、そもそも、できなかったということでしょうか。

設置者：南側が出口になっておりまして、その出口の通路なんかも非常に狭小しているという事情がありまして、当初の計画段階において、やはり出口専用ということで運用をしてきました経緯がございまして、そういう案はその会議でも出たんですけど、一応、現状の運営としては非常に難しいかというように思います。

委員：わかりました。

会長：ほかに、ご質問。よろしゅうございますか。

私から一言だけ。周辺に大規模な商業施設ができて、御社に対する影響が出てくると。これは、御社が好んでこういう状況を招いたわけじゃない。他の事業者が出店されたということに伴うものですが、やはり県道側から左折入出庫というものを励行していただかせんと。

従来は右折が禁止されている。遠慮するよというふうな言い方もあるかも知れませんが、左折入出庫でもって来店してほしいと、そういう方針をとられているわけですが、大きなショッピングセンターが近くにできたから経営が苦しいということはよくわかるんですけども、だからといって、右折の入出庫が問題ないというふうに判断するのは、少し我々にとっては厳しいなと思いますね。

ですから、できるだけ左折入出庫の励行を図っていただきたい、こういうふうにお願

いしておきます。

ほかに、ございませんでしょうか。

それでは、どうもご苦労さまでした。これで終了いたします。

(4) 「(仮称)ジョーシン大津際川店」の新設届出について

会長：それでは、最後のご説明でございますが、(仮称)ジョーシン大津際川店の建物設置者でございます上新電機株式会社さんに説明を願いたいと思いますので、関係者の方、どうぞお入りください。

どうぞ、お掛けください。どうも、ご苦労さまでございます。

それでは、(仮称)ジョーシン大津際川店の新設届出につきまして、周辺地域の生活環境への影響と配慮事項を中心に、10分程度でご説明をいただければと思います。どうぞ、よろしく願いたいと思います。

設置者：私のほうからご説明させていただきたいと思います。

届出書の途中につけております配置図2-1でございますが、こちらをご覧になりながら、説明させていただきます。

まず、店舗のほうですが、国道161号に面した土地でございますが、こちらのほうで出入口を1カ所設置しまして運営をさせていただきます。1階と一部2階建ての店舗計画でございますが、売り場は2,110㎡でございます。

駐車場のほうは、店舗の前面の国道側に19台分、それから敷地の北側にスロープをつけておりまして、こちらから屋上に上がりまして、屋上のほうで駐車場が74台分、それで駐車枠としては93台分の枠を設けておりますが、このうちお客様用の駐車場としては81台分、ちょうど指針と同じ台数の整備計画でございます。残りの12台は従業員用として予定しております。

主な施設については、すべて1階のほうに整備予定でございますが、駐輪場、それから荷さばき施設、ごみ置き場等、そういったものは全部1階に配置計画をしております。

営業時間のほうは、もうご存じかと思いますが、朝9時から夜は9時半までで届出をさせていただいておりますが、駐車場の利用時間も前後30分余裕をみた形で考えております。

荷さばきですが、こちらは1階のほうで行う予定にしておりますが、荷さばきを行う時間としては朝の6時から10時までで届出はさせていただいております。このうち、朝のほうですが、6時から8時の時間帯で届出書の中では4トン車を1台搬入予定というふうに書かせていただいております。

ただ、昼間の時間帯とはいえ、朝の6時から8時というのは近隣の皆様にとっては早朝と思われる時間帯でありますので、通常の営業においては、この時間における搬入というのは極力避けていくという形で考えておりまして、通常営業では8時以降での搬入を予定しております。その6時から8時の間で行うようなケースというのはセールするときとか、改装が発生したようなとき、そういった臨時のときのみで考えております。これも近隣様のための一つの配慮ということで、届出書の中には記載をしておりますが、そういった運営計画を立てております。

ほかの配慮事項としましては、出入口部で極力自動車とそれから歩行者、自転車の方

が交錯しないように、歩行者用の専用通路というのを設けております。

それから、防犯対策として、敷地周囲はすべてフェンスで囲いまして、営業時間終了後には、不審者等入らないような形で考えております。それから、防犯カメラというのも店内、屋上の駐車場、それから1階のほうでは警察さんからの要請もありまして、駐車場の出入口が映るような形で防犯カメラを設置していく予定でございます。それから、店内の商品の万引き対策といったこととしまして、防犯タグといったことも利用しまして、商品がお店の外に無断で持ち出されないというような検討もしております。

次に、屋上の室外機スペースですが、屋上の北側、それから南西側のほうに配置しておりますが、防音壁といったもの、防音用としては設置しないのですが、駐車場のパラペットを高く立ち上げまして、南西側で1.5メートル、それから北西側のパラペットも2メートル、3メートル程度は立ち上げるによりまして、直接近隣の民家から室外機が見えないというような形で、防音対策というのをも同時にやっております。

次に、交通対策のほうですが、交通については出入口が国道に面しているということがありまして、こちらは右折による入出庫があると、非常に交通問題として危ないということも県警さんのほうからも指導いただきまして、こちらの出入口は右折による入出庫というのは禁止して、左折イン、左折アウトの徹底というのをやっていきたいと考えております。

対策としましては、出入口に案内看板を設置する。それから、繁忙期、セール時には誘導員を配置するといったことも考えております。ただ、誘導員については、繁忙期、セール時のみかと申し上げますと、そうではなくて、それは通常の営業の状態を見ながらそこは臨機応変に対応していきたいと、そういうふうに説明会でも地元の方にご説明させていただいております。

それから、広域的な誘導について、届出後に広域誘導方法についての誘導ルートというのを今回変更させていただいております。図面のほうは、皆さんもお持ちでいらっしゃるね。特に北から来店されるお客様については、店舗の北側のほう、下阪本一丁目の交差点で右折していただいて、バイパスに乗っていただいてから、ぐるっと反時計回りに回って、入店していただくというルートを案内していこうと考えております。

案内方法としましては、店内の掲示、それからチラシ、ウェブ上に案内経路図というものを掲載しまして、こちらで案内していこうと考えております。また、説明会の中で、地元の方からもご希望がありまして、国道上に、その交差点で右折してくださいというような看板をつけられないかといったご希望もいただきましたので、国道の電柱とかはなかなか難しいのですが、野立てのような看板をつけられないかを計画して、場所を探しているという状況でございます。

簡単ではございますが、大筋の配慮事項というのは以上でございます。失礼しました。

会長：はい、ありがとうございました。

それでは、委員のほうからご質問させていただきたいと思っております。

いかがでございましょうか。どうぞ。

委員：2点、ご質問ですけれども、まず夜ですね。お店が閉まった後というのは、無人なんでしょうか。どなたもおられないということですね。

設置者：はい。無人になる予定です。

委員：わかりました。

もう1点は、交通のお話で、かなり渋滞のこともご配慮いただいているところですけども、物理的に北から来た車が、右折インをやろうと思えばできることでしょうか。

設置者：そうですね。中央分離帯もございませんので、強引に右折しようと思えばできるといった構造にはなっております。

委員：実は、私自身はこの道をよく通ることもあって、ご検討いただいている案内の経路図を拝見すると、この下坂本一丁目のところで右折をして、バイパスのほうに抜けていくというのは、ちょっと考えにくいというのが正直なところで、そうなると、必然的に唐崎一丁目南の交差点、ここを右に曲がってということでしょうけども、これは右折すれば、すっとお店のほうに入れるような、そういう感じになっているのでしょうか。

設置者：それは、唐崎一丁目南を曲がられたお客様が、ぐるっと必然的に回れるかどうかと。

委員：そうです。

設置者：蓮池町という交差点が最初にありますが、そこはメインの道としてはすべて左のほうに流れるのが主要な道路形状になっておりますので、それは問題なく左にくっと蓮池のほうに回っていかれると思います。

それから、あかね町の交差点というのが、こちらでV字になっていて、それほど大きな交差点ではないんですね。ただ、曲がろうと思えば当然曲がれますし、特に規制はありませんので、もしかしたらここで曲がる方もいらっしゃるかもしれないといった状況です。それさえ通過していただければ、次の自衛隊北の手前の交差点のところまで回っていただけるのかなというふうに考えております。

この迂回ルートについては、地元の方からのご希望というのがありまして、唐崎小学校も近いことですから、唐崎一丁目南で全部の車を回すのではなくて、1つ手前から回してもらえないかという希望をいただいたので、今回、あえてこういった形に修正させていただいておるんです。

おそらく、下坂本一丁目より北から来られるお客様というのは、流れが余りよくない国道よりも、ジョーシンを目指されるのであれば、最初からバイパスに乗ってこられるのではないかという声も地元からありまして、そこはなかなか難しいところですが、ある程度なれてきたお客様であれば、バイパスに最初から乗っていただけるというふうに考えております。

それから、ちょっと戻りますが、あかね町の交差点のところでは曲がることはできるという状況ではあるんですが、こちらの交差点はあかね町から曲がって、琵琶湖のほうに出ていただくと、国道に交差するところが信号のない交差点でして、あまり通っていただくのは望ましくない道路なんですね。ですので、ここは地元の方といろいろお話をさせてもらった中では、オープン後に、ショートカットしてこの道をもし通られるような方がいらっしゃるのであれば、通り抜けご遠慮くださいというような看板を、地元の方と一緒に設置していくということも、検討はしましようということでも話をさせていただきました。

現状、そういったところです。

委員：それと、もう1点だけ。細かい話を申し上げますけど、ジョーシンさんは堅田の

ほうにも大きなお店があるかと思うんですけども、そこの商圈というんですか、お客さんの想定ということで考えますと、堅田のほうの方というのは、当然堅田のお店に行くというそういう想定ですよね。ですから、多分この際川と堅田の間ぐらいのところで、北に行かれるか、南に行かれるか、そんなイメージでしょうか。

設置者：商圈のとらまえ方でございますけど、この琵琶湖大橋のところに堅田店がございます。現在、どのようになっているかと申しますと、西大津のほうからお客様が来られているということで、どういうことで西大津から堅田まで行かれるのかと申しますと、いかんせん店舗が今の西大津の店が150坪と小さいものですから、やはり大きな商品を置いているところにお客様が来られているという現状でございます。

ここで計画の店舗を出すというふうになってくると、私どもとしては北の商圈は多分雄琴付近まででしょうねというふうに想定いたしております。ですので、先ほど迂回路のご説明もあったとおり、雄琴より少し入ったところぐらいが限界かなと。そうすると、バイパスを通過してきたほうが国道を使うよりもスムーズに来やすいのではないかという地元の皆さんのご指導もあって、少し早めに迂回路を下阪本あたりにつけたほうがいいんじゃないかということで、ここいくつか候補地としては現在検討いたしております。

委員：ありがとうございます。

会長：ほかに、ご質問ございますでしょうか。どうぞ。

委員：今の右折インを禁止する方法ですが、根本的にポールを立てるとか、そういう話は出てこなかったんでしょうか。

設置者：ポールというのは、どういうもの。

委員：中央分離帯です。

設置者：そこまでのものをつけてくださいといったことは、出ませんでした。地元から質問はありました。特に警察さんのほうから、そこまでやってくださいといったご指導はいただかなかったです。道路が、真ん中にポールを立てて、幅を確保するほど広くはないというふうにお聞きしています。

委員：ということは、もし右折の車が1台でもいれば、そこでストップしてしまう状況の道路であるということの裏返しでもあるわけですね。ポールも立てられないような道路と。

設置者：道路として、平面形状としては道路幅員以外に路側帯はありますので、そこを走っていかどうかというのは別として、よける場所というのはあるのはあるんですね。ただ、万が一右折の車がずらずらと並んでしまったような場合は、当然直進コースの障害ということにはつながるかとは思いますが。

委員：その点に関して、警察等から指導というのは、どういう状況だったんでしょうか。

設置者：右折車がつらなったときの指導ですか。

委員：じゃなくて、そういうようにならないようにしてくれというような指導があったのかどうかということですね。

設置者：そこまではっきりとした指導はいただいてないんですが、迂回の案内をすることと、看板とかつけて入らないようにしてくださいという指導はいただいています。

委員：ちょっと私は忘れてしまいましたけれども、事務局のほうから追加で来た意見の中には、そういうのは入っておらなかったでしょうか。

会長：市からの意見ですか。それは、本日の資料の4ページでしょうか。

委員：今、見つけましたけども、出入口付近における安全対策について、万全を期すよう指導されたいというような意見ですね。右折進入、右折退出に関してあるんです。

会長：どこか、おわかりでしょうか。

設置者：はい。このご意見をいただいたのが、大津市さんの、もとをただせば唐崎支所という地元の部署からいただいた意見です。その中で、もとの文言からいいますと、駐車場出入口にガードマンの配置等の十分な安全対策を実施されるようお願いしたいというふうにいただいております。

これは、地元で説明会をさせていただき当初に、支所のほうから出された意見ということでお伺いしております。直接、支所の方とこの意見書をいただいた後に話をさせていただきまして、説明会でこちらガードマンを必要に応じてつけます。それから、迂回路の案内をしていきますと、そういったことをご説明させていただいたら、それでいいですよというふうに、こちらのほうはちゃんと地元で説明されたので、了解しましたということで、先日お話をさせていただきました。

委員：地元で説明をしたということ、その支所のほうに説明されたということですか。

設置者：地元の方とそういった話をさせてもらって、ガードマンをつけるなりはやっていきますということを説明させてもらっています。

委員：市の支所のほうは了解をされたということでしょうか。

設置者：そうですね。

会長：ほかに、ございませんでしょうか。はい、どうぞ。

委員：別の件ですが、騒音に関して1点だけ気になったところがありましたので、ちょっとお伺いしたいんですけども、騒音資料の12ページです。騒音発生原単位というところがございます。後進ブザーを77.2デシベルというのがありまして、既存店舗調査結果に設定とあるんですけども、これは指針書では90という値になっているところですね。

実際、77の車もあろうかと思うんですが、どのように測定されて13デシベル低い値を出されたのかなというのがちょっと気になりました。

設置者：これは通常のとおり騒音計を置いて、それでブザーが鳴っている間を追っかけながら測定して、その時間での等価騒音レベルというのを。

委員：そしたら、これは等価騒音ですか。その下も全部Leqになっているんですよ。これは測定方法としてあり得ないです、Leqという表示がこの時点ですべて出てくるのは。

設置者：少し具体的に言っていただけませんか。

委員：もしここへ書くとすると、騒音レベル、いわゆる最大値です。もしくは例えば10秒間のLeqという表現はあり得ます。指針では、その最大騒音レベルを求めるための原単位と、Leqを求めるためのLAeq騒音レベルの一覧になっているので、もしこのブザーという音がLeqであるとする、計算方法がちょっとまずい。昼間の等価騒音レベルを求めるときには使えることは使えますけども、ちょっと表現としてまずい方法になります。特に台車走行音Leq77.8デシベル、これでは全く何のことか全然わからない情報です。

設置者：今回、昼間の評価しかやっておりませんので、Leqでいけるのかと考えてお

ったんですけれども。

委員：そしたら、これが77.2というのは、4.4秒間のLeqですか。

設置者：4.4秒間というのは、バックで走行する区間の長さですね。

委員：そしたら、何秒間のLeqですか。

設置者：測定したときの騒音レベルというのは、鳴っている間のLeqになりますね。

委員：鳴っている間のLeqというのは、何秒間だったんですか。

設置者：そこは今データがないので。

委員：ずっとプー、プーというブザーが単発的に出ますよね。

設置者：そうです。

委員：ということは、どうしてLeqが鳴っている間だけ測れるんですか。

設置者：鳴っている間に。

委員：オフになる時間があるわけですね、単発的に出るわけですから。

設置者：そうですね。

委員：オフになっている間は、どうされたんですか。

設置者：そのオフの時をとってしまうと、計算上は鳴りっぱなしということになりますよ。

委員：ずっと鳴っている時に、10秒なり20秒なり測定されたLeqなんですね。

設置者：そうですね。仮に10秒なり20秒とすると、その間のLeqということですね。

委員：そうすると、継続時間というのがあるんですが、計算されているときに4.4というがあるんですけど、これはどういう意味ですか。

設置者：4.4秒というのは、すぐに数字は言えないんですけども、バックしている区間の距離と車速で割り出したバック走行の時間です。

委員：バック走行している時間が4.4秒間あって、その間のLeqが77.2デシベルであったという意味ですか。

設置者：計算は、そういう考えでやっているということです。

委員：だとすると、表記するときには、4.4秒間のLeqと書かないと、だめになります。残りもすべてそうです。

設置者：はい。そのように4秒間のLeqという書き方にすべきだったと。

委員：はい。その点はそれで結構です。

もっと大事なのは、この77.2というのは何台か測って、この値が出てきたということですか。

設置者：すみません。そこまではっきりと記憶はないんですが、資料が手元にありませんので。

委員：というのは、指針では90デシベルという値にしています。それが最大値です。

普通のブザーが半々に鳴ったとすると、Leqは87までしか下がらないんです。

設置者：半分でというか。

委員：それよりも10デシベルも低いので、かなり低いレベルの音だというのが私の印象でして、これが何を意味しているのか、さっぱりわからなかったというのが一番の理由で、質問を差し上げたということです。

これは、右側にある廃棄物の作業も含めて、指針に書いてある計算方法あるいは表示方法と違うものになっておりますので、ご注意いただいたほうがいいかと思えます。

設置者：はい、わかりました。

会長：では、ほかにございませんでしょうか。

それでは、上新電機さんへのご質問すべきところは、一応ご質問できたかと思えますので、これで終了いたします。どうも、ご苦労さまでした。

それでは、ここで、時間も押しておりますけども、10分程度休憩ということでスケジュール表をいただいておりますので、4時まで休憩をさせていただきたいと存じます。よろしく願いいたします。

〔午後 3時52分 休憩〕

2. 審議

会長：それでは、再開させていただきたいと思えます。

事務局：すみません。委員（1名）が所用のため途中でお帰りになられて、滋賀県大規模小売店舗立地審議会の運営規程第3条第1項に基づいて、「すべての案件について審議委員会の決定事項に同意いたします」というような文書を置いていかれました。

会長：はい、わかりました。

事務局：それから、ジョーシンさんに聞いておくよう言われた、北方からの車に対しての事前誘導の具体策と右折の防止策、それはすべてほかの委員のほうから聞いていただいたことと同じことでしたので、特に私から発言は求めませんでした。

以上でございます。

（1）「アストパワーセンター」の変更届出に係る審議

会長：ありがとうございます。

それでは、アストパワーセンターの届出から始めまして、順次、審議していきたいと思えます。

まず、アストパワーセンターの件でございますが、これにつきまして、こういったような扱いをすればよろしいのか、ご意見をいただければと存じます。

出入口を1カ所増やしているというようなこととか、BGMの音量についてとか、そういったようなことでご質問も多少いただいたわけでございますが、地元市および住民からの意見提出等々がなかったと、そういうことでございます。

いかがいたしましょうか。こういう状況でございましたら、「意見なし」でよろしゅうございましょうか。

それでは、アストパワーセンターにつきましては、「意見なし」という形で報告させていただきたいと存じます。

（2）「クレッセ彦根」の変更届出に係る審議

会長：次に、クレッセ彦根と届出につきましては、いかがでしょうか。これにつきましては、地元の皆さんからの、あるいは市からの意見というものはなかったようござい

ます。ポウリング場の跡地をしばらく更地の状態で置いておるとか、そういったようなところで、皆様方からご質問もございましたが、ここにつきまして、いかがいたしましょうか。何か非常に気になるという点はございますでしょうか。

それでは、クレッセ彦根につきまして、「意見なし」という形にさせていただきたいと思えます。

(3) 「ミドリ電化大津店」の変更届出に係る審議

会長：それでは、続きまして、ミドリ電化でございます。これにつきましては、既存店でございますが、従来フェンスで施設を分断しておったわけですが、そのフェンスを撤去するというところで、附則第5条1項の適用がございますけれども、こういう形の変更が出てきているとわけでございます。

それで、ポイントとなりますのは、施設が増えるわけでもないですけれども、従来から主要地方道、大津守山近江八幡線からの出入りにつきましては、左折入出庫を奨励しているとはいうものの、右折入出庫もやや見られるという状況であったわけですが、従来はそれほど大きな問題にならなかったわけです。

ただ、周辺に大きなショッピングモールができて、交通量も増加したというような外的な要因もあって、このあたりをどういうふうにするのがよろしいのか、こういうことでございました。

これにつきまして、何かご意見はございませんでしょうか。ミドリ電化につきまして、どういうふうに対応したらよろしいのか、皆様方からご意見はございませんでしょうか。

特にご発言はございませんが、事務局は、これに関してお考えはございますか。

事務局：今日、設置者のほうから大津市の意見なり、県庁各課、草津市さんの意見の対応策の説明があったんですけども、看板等の設置については届出書に記載のない事項ですので、できればただし書き等、附帯意見等で念押しして、左折イン、左折アウトの徹底ですとか、出入口の数を1カ所減らすというような対応策もありましたので、そういったことが確実にやられるよう、附帯意見等をつけていただければと思えます。

会長：確かに、今ご説明がございましたように、本日やや改善の方向でこういう書類が出てはおりますが、正式に届出されました書類と違ったものですから、本来ならば、さらに変更していただくことで出していただくべきでしようが、そこまで要求するのも何ですから、本日ここに出てきおりますものは、これを前提に我々が評価するというよりも、このことは今後確実にやっていただくという、それを念押しするような扱いにしたほうがよろしいかと思うんです。

今の事務局のご提案はそういうことでございますが、基本的には、そういう方向で多少附帯意見をつけるということでもよろしいでしょうか。

そういたしますと、何を附帯意見としてつけるかということですが、ここに書いてございます、要するに右折入出庫を減少させるために、完全になくすというのは少し難しいかもわかりませんが、少なくとも、なくす方向で最大限の努力をしていただくということで、広域的に誘導するというようなものでございますとか、指導員を敷地内に配置しまして、そして主として退店されるお客さんに対してでしようけれども、左折の出庫

を促すとか、これを事業地内でやる時は差し支えございませんから、そういったようなところをお願いするという形にさせていただきませんか。

例えば、交通誘導員を配置して、左折イン、左折アウトの車両誘導、あるいは誘導看板の設置などによって広域的に適切な経路誘導を行うなど、交通安全対策を徹底することとか、そういったことが一つ、それから大津市のほうから出ていることですが、これは先ほど事務局からご提案がございました出入口を1カ所削減してほしいというのは、これは地元からですか、大津市さんからだけですか。

事務局：警察本部の交通規制課と、県の道路課です。

会長：なるほど。そういたしますと、これは県道大津守山近江八幡線でございますが、出入口の数および位置については、関係機関と、つまり道路管理者、交通管理者と協議の上、安全で円滑な入出庫が可能となるよう対策を講ずることとか、そういったような形で附帯意見をつけさせていただきませんか。

そういう方向で、よろしゅうございましょうか。

何かほかにございましょうか。

委員：理想的には、南側に出入口があればということだろうと思うんですけどね。

会長：南側はたしか右折レーンが延びてくるんですか。イオンモール用に右折レーンをたしか延ばしているんですね。

事務局：左折イン、左折アウトなら問題ないですが、入口のところの方が一方でしか道幅がとれないので、出るところだけと、こういうことだったですね。

事務局：その間口が狭いので、出入口にはできないと。

事務局：出か、入りか、どちらか一方にしないとあかんです。入りだと右折インになるので、左折アウトにしか使えない。ということは出口にしか使えない。こういうことで、やむを得ないんじゃないかなということ。そこが両方とも使えると非常にわかりやすいですけど。

会長：そこは、どうしましょう。改善の方向で何かありますか。注文はつけられても、ここは出る方向にしか使えないですね。

事務局：はい。出る方向にしか使えないです。仕方がないので、ぐるっと回して退店経路のほうに使っていると。

委員：ただ、これ、出る方向にしか使わないんじゃないかと、入る方向だけとかというような使い方も。

事務局：入ってくるのは右折、向こうから来て。

委員：ですから、県道のほうから来た車が前の信号で曲がって、左折インというような選択肢がなかったのかなと。

事務局：出店の際に、県道のところをいずれにしろ右折アウト、来店のときには左折インで入れるんですけども、右折インでも入れますけども、退店のときに、新浜の交差点の県道のところを入店だけにすると、今度、退店のときに右折アウトをとられます。

委員：ただ、南側出口は左折で出るというような案内が出ますので、右折とは関係なくなってくるんです。ここを出口にするという理由は、全く私は発見できなかったんです。

事務局：ここを出ると、こっちへ左折しますね。そうすると、向こうへ帰る人は、ここから出して、向こうへ戻すんですけど、ここを左折させると、この道をこう行って、こ

こでもともと混んでいるところで大挙出てくる。こっち側へ回して向こうへ戻すというような方角にとったわけです。

いずれにしても、こっちを退店経路にしないと、こっち側からこう回すことになりません。どっちが有利かという、その比較で退店のほうだけに使ったんです。入ってくる人は、こっち側から、こう回して入ってきます。もしここを入口にしようと思うと、左側を通過してきた車を右に曲げるときに、ここへ右折させないとあかんで、ここでつかえるので。

委員：その交差点がそれに堪えられないですね。はい、わかりました。

事務局：そのことで、こういうのが一番と。これも警察、道路課それぞれ相談して、このような対応をさせていただいたんです。

委員：ですから、この南側のところも、今回、左折アウトに限定されたので、当初の案ですと、南側から右折で出て、県道に出るというルートがあったのが、なくなってしまっていますね。

その部分を右折可ということではできませんけれども、実際問題、ここを左折で出るのであれば、県道から左折でぐるっと回ると、ほとんど変わらないようになったと思いましたので。

会長：一長一短いろいろとあると思いますので、本日、多少前向きな改善案が出てきておりますので、こういたしましょう。

先ほど申し上げたように、県道大津守山近江八幡線の出口の位置については関係機関と協議して、その安全、円滑な対策を講じられたいということに加えて、さらにオープン後、なにがしかの問題が生じた場合には、関係機関と十分協議することと、これを一つ入れていただいて、それで委員がご指摘のようなことで、改善が見込めるようでしたら、そのところは改善していただくと、こういうことを附帯意見といいますか、そういう形でつけさせていただくということではいかがでしょうか。

要は、余り厳しくやりますが、これはどちらかということ、大きなショッピングモールが近辺にできたという、そういうところにも影響と原因がございますので、そうだからといって、右折の入出庫を認めるというふうに持っていくのも、これはやはり多少問題だなというふうに思いますので、もし問題が生じたら、十分に関係者をご議論ください、協議くださいという形で収めさせていただきたいと思います。

(3) 「(仮称)ジョーシン大津際川店」の新設届出に係る審議

会長：それでは、最後の案件、ジョーシンにつきましては、経路の案内がやや広域的に行われるといいでしょうか、若干つらい面もございますが、161号に面しているという、そういう特性を考えますと、ある意味ではいたし方ないとも思われるわけでございます。

委員の皆様方、このジョーシンにつきましては、どのように対応したらよろしゅうございますか。

ジョーシンにつきましても、広域的な誘導については届出書にはなかった。届出書はございましたか。

事務局：広域的な交通誘導には書いてなくて、出入口付近の右折入庫禁止とか、右折禁

止という表示と、必要に応じての交通整備員の配置などの記載があります。

会長：そういたしますと、一応この件につきましては、気になるのはやはり161号で右折イン・アウトを励行していただくという件ですが、これにつきまして、まずは誘導員を配置して、右折イン・アウトの誘導を行うこと。これは一つ附帯意見としてつけさせていただいたらと思うんですが、この広域誘導につきまして、ここに記載されている内容でよろしいか。あるいは、適切な場所に誘導看板あたりを出していただきたいというような文言を追加するか、そのあたりは、いかがお考えでしょうか。

委員：よろしいですか。先ほどのミドリ電化はかなりいろいろなことをやりますよという形で修正案を出してきているのと比較しますと、今の段階では具体的なことは一切書いていませんので、何らかのことをするよというふうなことがあってもいいんではないかと思うんですけど。

会長：そうしますと、いずれにしても、最終的には右折イン・アウトにつながっていけばいいかなと思いますので、事業地内でもって交通誘導員が適切に誘導するということと、それからやや広域的に見て、来店・退店経路が守られるように看板を出せというふうに言い切ってしまうと、民地を借りてとか、いろいろあると思いますけれども、誘導看板の設置などを行って交通安全対策を徹底することと、こういうような形で附帯意見をつけさせていただくということでもよろしゅうございますか。

どこかにやはり看板を出しておかないと、なかなかこの広域誘導と申しますのは実態にそぐわないものになるかと思しますので、そのあたりを付記させていただくことにいたしましょう。

それから、先ほど委員が指摘されていた騒音の計算に関することにつきましては、どういうふうに対応するのがよろしいでしょうか。なにがしかこういうところに付記しておくか、あるいは事務局のほうから、なにがしかコメントしていただくと、お伝えするという形でよろしいのか、そのあたりいかがでしょうか。

委員：再計算等は特に要りませんけれども、中身がよくわからない表現になっていましたので、細かく言うと、誤りということになります。そのあたり、適切な表示方法にするように、今後同じように出てきた場合に、ご指導いただければ十分ではないかと思えます。

会長：もし事務局のほうで指示するときの文言で、やや指示に困るようなことがありましたら、委員に事前にヒアリングをされて、そしてそれを的確にお伝えいただければ、今後、事業者さんのほうでいろいろ考えられるときの参考になるかと思しますので、よろしく願いいたします。

それでは、本日の審議事項につきましては、最初の2つ、アストパワーセンターとクレッセ彦根につきましては「意見なし」、ミドリ電化大津店とジョーシン大津際川店につきましては、「意見なし」ではございますけれども、若干の附帯意見をつけるという形で答申文を作成させていただければと思います。

この答申文につきましては、従来どおり事務局からお知らせすると、本日、読み上げていただくよりも、後日、各委員にメール連絡になるかと思えますけれども、ご連絡いただくということでもよろしゅうございますか。

事務局：すみません。ジョーシンのほうも、最後のミドリ電化と同じように、もしもの

ときは、この後起こったら、協議しなさいよと入れさせてもらってよろしいですか。
会長：入れましょう。やはり161号は非常に厳しい交通状況、混雑状況になりますので、何分インフラが少し弱いところでもありますので、その弱いインフラをうまく使っていくということになりますと、なにがしか問題点が起こったときにみんなで考えると、そういう方向で持っていかなざるを得ないと思いますから、それは入れておいていただきたらと思います。

事務局：それも入れて整理させていただきます。

会長：そういうことでお願いいたします。

それでは、およそこんなところで審議は終われたかなと思いますので、事務局のほうにお返しいたします。

議題2 報告

(1) ピエリ守山、フォレオ大津一里山、イオンモール草津の開店後の渋滞状況について

事務局：時間も押しているんですけども、事務局から報告事項ということで、本日、審議案件ではないんですけども、今年度皆さんにご審議いただきましたピエリ守山とフォレオ大津一里山とイオンモール草津につきまして、開業後の渋滞状況を中心に事務局のほうから報告させていただきます。

まず、ピエリ守山でございますけども、9月18日の木曜日プレオープン、9月20日の土曜日がランドオープンでございました。オープン当初ですけども、一時的ではございますけども、残念ながら大きな交通渋滞が発生いたしました。特に、オープン後最初の日曜日の9月21日には、琵琶湖大橋東詰から近江八幡市のほうは佐波江町、こちらあたりまでですけども、マイアミ水泳場を越えたあたりまで最大で10キロメートル、守山市内は守山市吉身三丁目、ララポート平和堂あたりですけども、約8.5キロメートル、草津方面は草津市下物町まで琵琶湖博物館の手前ぐらい、約7キロメートル発生いたしました。

渋滞発生の要因としましては、例えばこちらが琵琶湖大橋の料金所で、下のほうが守山市内ですけども、守山市内から車両が来た場合は、直進してここにオーバーパスがありますので、こちらで左折インして入っていくという誘導経路だったんですけども、初めて来られるお客さんばかりですので、右手のほうにお店が見えているということと、真っ直ぐ行くと、今まででしたら琵琶湖大橋を渡ってしまうということで、この交差点で直進せずに右折してしまうというお客さんが多かったために、この店舗の前の出入口に客が集中してしまったというようなことがございました。

このような形で適切な交通誘導がされていなかったということや、また駐車場の空きスペースの連絡が中のほうでうまく伝わってなかったということで、いわばハード面でなくて、ソフト面の問題がありましたので、警察ですとか道路管理者のほうで、ピエリ側に適切な交通誘導などをお願いしまして、翌週以降は大きな渋滞は発生していないというふうに聞いております。

続いて、フォレオ大津一里山でございますけども、11月20日の木曜日がプレオープン、11月21日の金曜日がランドオープンでございました。オープン当初は非常

に来客が多くて、駐車場が満杯になる時間帯が続いたんですけれども、幸いなことに大きな渋滞の発生はございませんでした。渋滞につきましては、ここがフォレオ大津一里山ですけれども、山手幹線のこちら側に900メートルぐらい、この学園通りで700メートルぐらいの渋滞が発生したというふうに聞いております。

最後に、イオンモール草津でございますけれども、ソフトオープンが11月21日の金曜日から11月25日の火曜日までの6日間、グランドオープンが11月26日の水曜日でございます。ですので、イオンモール草津のソフトオープンの日と、フォレオ大津一里山のグランドオープンの日が重なったんですけれども、我々としてはイオンモールのソフトオープンの日と、3連休と、その週末が交通渋滞のピークと予想されたことから、県警を始め関係機関の職員で措置をお願いしておりました。

その結果、2店舗のオープン時期が重なったということもありましたし、またイオンモールがソフトオープンをして6日間にしたということで客が分散されたということもありまして、渋滞のピークとしましては、「みそか市」というのをイオンモールがやっているんですけれども、それが11月30日で、そのときは湖周道路と浜街道と湖南幹線のほうに最長で3キロメートル程度の渋滞が発生したんですけれども、特に大きな混乱も発生せず、先々週末については渋滞の長さも減りつつあるということです。

昨日、おとといの情報は入っていないんですけれども、今後も引き続き、動向を注視してまいりたいというふうに考えております。

また、フォレオ大津一里山とイオンモール草津については、審議会の意見で、開業後にも地域の方と協議してもらいたいということと、開業後の交通量調査も実施するよう意見をつけておりますけれども、開業後の諸課題を踏まえまして、地域住民との協議についても、既にやられたところもあるんですけれども、近く開催する予定と聞いております。また、開業後の交通量調査についても、実施する予定というふうに聞いております。

以上でございます。

会長：1号線での負荷というのは、どんな感じですか。それほど目立った混雑にはなっていないというふうに理解してよろしいでしょうか。

事務局：警察からの情報では、もともと渋滞しているところなんですけれども、それほど目立った変化はないように聞いております。

会長：大混乱にならなくてよかったなと思うわけでございますけど、ご報告を承っておくということでもよろしいでしょうか。

事務局：県議会の答弁とか委員会も含め地元市とか県とか、あるいは道路関係者、警察、皆さんのいろんなご協力のおかげで、事業者も含めてですけど、予想されたほど渋滞がなかったと。知事のほうの答弁でも、関係者の皆様にお礼を申し上げたいというような話もありましたので、あわせてご報告させていただきます。

(2) その他

会長：それじゃ、これにて終了ということで、最後、次長さんから。

商工観光労働部 次長：審議会の最後に当たりまして、一言お礼を申し上げたいと思います。

本日は、長時間にわたりご審議いただきまして、ありがとうございました。

さて、この審議会でございますが、皆様にはこの審議会、第4期の委員ということで来年1月末までの任期をお願いをしているところでございますが、先ほども4件の案件につきまして、基本的には「意見なし」、附帯意見ということでおまとめいただいたところでございますので、このメンバー全員での審議会は今回が最後になるかと、このように思っているところでございます。

委員の皆様には、公私ともご多忙の中、毎回ご出席をいただきまして、また慎重なご審議をいただきまして、ありがとうございます。特に、この任期にお願いしておりますけれども、今期、まちづくり三法の改正施行もございましたし、また悲しい話題でございますけれども、来田村委員、それから三代澤委員が亡くなれるということもございました。

そしてまた、今ほどご報告をさせていただきましたけれども、湖南の3店、大規模でいろんな課題を抱えた案件につきまして、大変ご苦勞をいただいたところでございます。今ほどご報告申し上げましたように、開店当初の下手際とか、あるいは特定の日の最大3キロメートルの渋滞というのがございましたけれども、いろいろご審議いただきましたときの大きな懸念というのは少し回避できたかなということで、知事が安堵いたしております。

今後、引き続き注視する必要がございますけれども、これらの審議会の皆様初め、市それから県の内部、いろんな関係機関のご尽力のおかげだと、このように思っているところでございます。委員の皆様も、この審議会に対しましてのご支援、ご協力に深く感謝を申し上げまして、最後に当たりましてのお礼のご挨拶にさせていただきます。どうもありがとうございました。

4 閉 会

事務局：どうも長い間、ありがとうございました。これをもちまして審議会を終わらせていただきたいと思います。

〔午後 4時38分 閉会〕